

# 鳥取縣公報

## 告示

鳥取縣告示第六十七號

昭和二十二年二月十七日左記の者に對し動力規程業免許證を附した。

昭和二十二年二月二十一日

鳥取縣知事 吉田 忠

免許番號

住

所

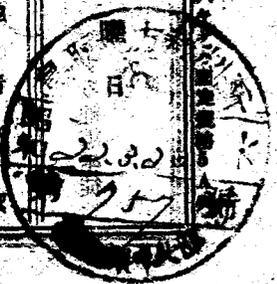
氏名

- 一、五九〇 岩美郡湯宮町字浦富二八七〇番地河口 卷太郎
- 一、五九一 東伯郡小鴨村字岩倉一七八番地 林 嘉市
- 一、五九二 同 中海原三四七番地 山本 好治
- 一、五九三 同 旭村字森四三五番地 牧田 博
- 一、五九四 同 東郷村字方面一七五番地 宮本 友藏
- 一、五九五 同 小廉谷四八五番地 谷口 秀夫
- 一、五九六 同 田畑二六一番地 中村 源藏

昭和二十二年二月二十一日  
第七百八十六號

金

- 一、五九七 同 川上一六三番地 清 源
- 一、五九八 同 社村字福光六二五番地 福 永
- 一、五九九 同 灘手村字北面一四二番地 田中 佐藏
- 一、六〇〇 同 旭村字曹源寺四四二番地 矢吹 頼福
- 一、六〇一 同 舍人村字漆原二七七番地 小谷 清
- 一、六〇二 同 上山村字樋口一〇番地 木村 一男
- 一、六〇三 同 長瀬村字長瀬一四七番地 古谷 義雄
- 一、六〇四 同 上北條村字小田三三五番地 山本 政藏
- 一、六〇五 同 以西村字大文原四六〇七番地 永 男
- 一、六〇六 同 東郷村字方面二二番地 藤 藤一
- 一、六〇七 同 由良町字由良宿一八三〇 杉 繁藏
- 一、六〇八 同 東郷村字用上八一番地 森 良平
- 一、六〇九 同 安田村字湯坂六八番地 高 輝
- 一、六一〇 同 北谷村字三江四五六番地 野崎 貞三
- 一、六一一 同 土小鴨村字上古川一六七番地 西 實延



- 一、六二二同 北谷村字福富七七番地 福井 壽夫
- 一、六一三同 大誠村字大尾四十三番地 岡崎 希藏
- 一、六一四同 北谷村字福富二〇九ノ一番地 船木 三藏
- 一、六一五同 社村字福光六五四番地 福永 重雄
- 一、六一六同 東郷村字別所一三九ノ一番地 橋本 太郎
- 一、六一七同 北谷村字長谷六三番地 重道 啓市
- 一、六一八同 北谷村字古川澤一八七番地 谷口 鶴雄
- 一、六一九同 下山村字赤坂 福岡 徳榮
- 一、六二〇同 上井町字清谷六〇七番地 入江 光正
- 一、六二一同 舍人村字藤津七四五番地 中崎 又藏
- 一、六二二同 西伯郡成實村字宗縁二三七番地 三村 宗吉
- 一、六二三同 法勝寺村字鴨部一三二二番地 藤原 春三
- 一、六二四同 手間村字宮前二四七番地 中原 勉
- 一、六二五同 三崎二四番地 唯 力
- 一、六二六同 三〇〇番地 富永 定雄
- 一、六二七同 縣村字石丸府四四二番地 野坂 一
- 一、六二八同 手間村字三崎一六九番地 大田 登喜雄
- 一、六二九同 二五七番地 山田 嶋雄

- 一、六三〇同 成實村字新山一五六番地 杉原 廣光
- 一、六三一同 一七四番地 米村 清
- 一、六三二同 渡村字渡八五三番地 渡部 増夫
- 一、六三三同 日野郡溝口町字谷川六一六番地 篠田 久夫
- 一、六三四同 山上村字笠木一三番地 山浦 盛次
- 一、六三五同 茶屋三三三番地 高橋 寛治
- 一、六三六同 模南町字門谷二四二番地 橋本 忠二
- 一、六三七同 板井原三六九番地 山本 登
- 一、六三八同 東伯郡由良町字葉波一三三番地 松月 輝雄
- 一、六三九同 大谷一四〇七合併地 河本 辰三
- 一、六四〇同 妻波七二六番地 荒尾 稔
- 一、六四一同 日野郡根雨町字金持 松原 歡治
- 一、六四二同 貝原三五六番地 三輪 恒之
- 一、六四三同 八郷村字久古三三三番地 船越 周一

鳥取縣告示第六十八號  
鳥取縣木工補導所に昭和二十二年四月入所する補導生徒を次の要項により募集する。

昭和二十二年二月二十一日

鳥取縣知事 吉 田 忠 一

鳥取縣木工補導所補導生募集要項

- 一、募集人員 家具科 四十名  
建築第一科 三十名  
建築第二科 二十名
- 一、入所資格 品行方正、志操堅固、身體強壯なる者で國民學校高等科修了したる者、またはこれと同等以上の學力を有し年齢滿十四歳以上滿二十五歳以下の者。但し建築第二科にありては戰災者又は引揚者で年齢滿四十歳以下の者。
- 一、願書受付期日 自二月二十日起至三月二十日
- 一、考查期日 三月二十五日
- 一、考查場所 鳥取縣木工補導所  
(米子市博勢町四丁目鳥取縣立米子工業學校内)

鳥取縣告示第六十九號

市街地建築物法施行細則第二十五條の規定により次のように假設建築物建築の件を許可した。

昭和二十二年二月二十一日

鳥取縣知事 吉 田 忠 一

鳥取市新品治町二七

- 一、建築主の住所 鳥取市新品治町二七 氏 名 中 野 龜 太 郎
- 一、建築物の位置 鳥取市川端四丁目袋川堤防官有地
- 一、建築物の用途 住 宅
- 一、建築物の構造 木造 瓦葺 平家建 一棟
- 一、建築物の規模 建築物の面積 二二、四五平方米  
突出する部分 二一、四五平方米
- 一、命令事項

- 一、本建築物の存続期間は都市計畫事業實施迄とする
- 一、前號の事業實施の場合には事業者の實施する期日内に無償にて本建築物を除却しなければならぬ。
- 一、本建築物を他人へ譲渡したる場合は十日以内に届出ること。
- 一、知事必要ありと認むるときは本命令書の條項を増減若しくは變更することがある。
- 一、本建築物の譲渡を受けたる者も前各號に命したる事項を遵守する義務を負ふこと。

正 誤

昭和二十二年二月七日號外選舉告示第八號を以て公示した  
 第二選舉區より届出の鳥取縣農地委員會委員候補者第三號  
 谷村益信 鳥取縣西伯郡大山村大字今在家一六番地 明治  
 二十七年一月一日生) は第二號の誤りに付訂正。

昭和二十二年二月十四日鳥取縣訓令甲第五號農地調査規則  
 施行細則第一條による農地臺帳(様式第一號)及び世帯票  
 (様式第二號)の様式が脱落していたから次のように追加表  
 示する。

九

(第一號様式)

部の内第 號	鳥取縣 郡 町村	農地委員會
部落(調査區)名	農地臺帳	會長檢印 調査擔當者 調査年月日
登録番號	昭和22年1月 日現在	昭和22年 月 日
自作地小作地ノ別	所在地番	縣 郡 村大字 字 番地
調査期昭和20年 日現在	地 目	田 畑 宅地 山林 原野 牧場 鹽田 鑛地 池沼 雜地 無租地
土地積歩	土地積歩	段 畝 步
所有者不在ノ別	臺帳	免租年 減租年 租地
調査期昭和20年 日現在	所有 者	(世帯番號)
納 稅	住 所	
代 理	氏 名	
法第3條各該當	土地臺帳ト異ナル土地ノ表示	田 畑 ( ) 畑
實	現況地目及農地ノ種類	一毛作田 二毛作田 普通畑 桑畑 茶畑 ( ) 畑
法第5條各該當	土地臺帳ニ登録セラレタル積及ソノ決定方法	町段畝步 土地臺帳ニ登録セラレタル積及ソノ決定方法
地 積	町段畝步土地臺帳ニ登録セラレタル積及ソノ決定方法	住 所 氏 名 (世帯番號)
調 査	町段畝步土地臺帳ニ登録セラレタル積及ソノ決定方法	住 所 氏 名 (世帯番號)
令第3條各該當	耕 作 者	氏 名 (世帯番號)
農地ト不可分ノ毛上ノ工作物及ビソノ所有關係		
昭和20年11月23日現在ノ所有者	住所 氏名 (世帯番號)	小作料 總額 段當 圓 錢
昭和20年11月23日現在ノ耕作者	住所 氏名 (世帯番號)	地味ノ良否
所有者又ハ耕作者ノ權利ヲ失フ理由其ノ他參照事項		耕作ノ便否
		水利關係
		災害ノ有無
		平均段當收量 石斗升合
		綜合等位

